

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の225を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～27 （略）</p> <p><u>（令和5年12月に支給する期末手当の特例）</u></p> <p>28 <u>令和5年12月に支給する期末手当に限り、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年清水町条例第 号）による改正後の第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の230」に読み替えるものとする。</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～27 （略）</p>

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。